

地方公務員法の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和4年12月27日

大和市長 大 木 哲

大和市条例第17号

地方公務員法の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整備に関する条例
(大和市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 大和市職員の定年等に関する条例(昭和59年大和市条例第8号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条―第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条―第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)

第5章 雑則(第14条)

附則

第1章 総則

第1条中「)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条を次のように改める。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き

勤務させることができる。ただし、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めているものに係る当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、規則で定める。

第5条の次に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、大和市一般職の職員の

給与に関する条例（昭和29年大和町条例第1号）第21条第1項に規定する管理職手当を支給される職員の職（病院その他市長の指定する施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師を除く。）とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に掲げる標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の

翌日から定年退職日までの期間内)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(異動期間の延長に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)

を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、本市が組織する地方公共団体の組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の見出し及び3項を加える。

（定年に関する経過措置）

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

5 前項の規定は、病院その他市長の指定する施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師については、適用しない。

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

6 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び前項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の

意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（大和市職員の分限に関する条例の一部改正）

第2条 大和市職員の分限に関する条例（昭和31年大和町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とする。

第7条第1項中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条の見出し中「降給」を「降格及び降号」に改め、同条中「降給する」を「降格し、又は降号する」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（降給の種類）

第3条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。次条において同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。次条において同じ。）並びに地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により職員が現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。）とする。附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

（大和市一般職の職員の給与に関する条例附則第15項の規定の適用を受ける職員に対する規定の適用）

2 大和市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年大和町条例第1号）附則第15項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の

間、同条中「とする」とあるのは「並びに大和市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年大和町条例第1号）附則第15項の規定による降給とする」とする。

3 第5条第2項の規定は、大和市一般職の職員の給与に関する条例附則第15項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

（大和市一般職の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第3条 大和市一般職の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和32年大和町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条中「1日」を「、1日」に、「範囲内で」を「期間、その発令の日に受ける」に改め、「報酬」の次に「。以下この条において同じ。」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（公益的法人等への大和市職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第4条 公益的法人等への大和市職員の派遣等に関する条例（平成13年大和市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「第4条第1項」を「第4条第1項又は第2項」に、「引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている」を「引き続き勤務している」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 大和市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第5条 大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年大和市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改め、「で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項及び第12条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(大和市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 大和市職員の育児休業等に関する条例(平成4年大和市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第10条中「次」を「第2条第1号から第3号まで」に改め、同条各号を削る。

第19条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員」に改める。

第20条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員」に改める。

(大和市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第7条 大和市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年大和市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条中「法第58条の2第1項に規定する職員をいう」を「臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)を除く」に改める。

(大和市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 大和市一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年大和町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第4号中「再任用職員給料表」を「定年前再任用短時間勤務職員給料表」に改める。

第7条第5項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第7項中「前項の」の次に「規定の」を加え、同条中第11項を削り、第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 60歳を超える職員(規則で定める職員を除く。)に関する第6項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「0号給」とする。

第7条に次の1項を加える。

12 法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額、定年前再任用短時間勤務職員給料表に定める基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第7条の2の見出し中「短時間勤務職員」を「任期付短時間勤務職員」に改め、同条中「法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第18条第1項又は大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年大和市条例第21号）第4条の規定により採用された」に、「短時間勤務職員」を「任期付短時間勤務職員」に、「前条第2項及び第11項」を「前条」に、「これら」を「同条」に、「第2条第3項又は第4項」を「第2条第4項」に、「その者」を「当該任期付短時間勤務職員」に、「、同条第1項」を「同条第1項」に改める。

第7条の3中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び」を「育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（」に、「している職員（」を「することとなった職員を含む。」に、「第7条第2項、第4項、第6項及び第11項」を「第7条」に、「これら」を「同条」に、「その者」を「当該育児短時間勤務職員等」に改める。

第11条第1項及び第14条第1項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第3項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第17条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員」に、「（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）」と読み替えるもの」を「」と、「その割合に100分の25を加算した割合」とあるのは「100分の125」に改め、同条第4項及び第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第22条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を

「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

15 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第17項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第7条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

16 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 病院その他市長の指定する施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師

(3) 大和市職員の定年等に関する条例（昭和59年大和市条例第8号。以下「定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

(4) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

17 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第19項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第15項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第15項の規定により当該

職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

1 8 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第7条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第7条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

1 9 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第15項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第17項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

2 0 附則第17項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第15項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

2 1 育児短時間勤務職員等に対する附則第15項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする」とする。

別表第4中「再任用職員給料表」を「定年前再任用短時間勤務職員給料表」に改め、同表右欄中「給料月額」を「基準給料月額」に改める。

別表第5 級別基準職務表行政職給料表(1)、3級の項中 「専門的な技術を必要とする主任の職務」を 「専門的な技術を必要とする主任の職務
副主幹の職務」に改め、同表
消防職給料表、4級の項中 「副主幹の職務」を 「副主幹の
育成指導」

職務 主査の職務	に改め、同表医療職給料表(2)、5級の項中	科長補
佐又はセンター長補佐の職務	を	科長補佐又はセンター長補佐の職務 副主幹の職務
同表医療職給料表(3)、4級の項中		看護主任の職務
看護主任の職務 特に高度の知識経験を必要とする保健師、 助産師、看護師又は准看護師の職務	に改め、同表再任用職員給料表の項中	

「再任用職員給料表」を「定年前再任用短時間勤務職員給料表」に改める。

(大和市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第9条 大和市職員の退職手当に関する条例(昭和38年大和市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「規定する職員(」を「規定する職員及び」に改め、「第28条の4第1項及び第28条の6第1項の規定により採用された者を除く。)及び法」を削る。

第4条第1項中「第4条」を「第4条第1項又は第2項」に改める。

第5条第1項中「得た者」を「得たもの」に改める。

第5条の2中「10年以内」を「15年以内」に改める。

第5条の4中「10年」を「15年」に改める。

第5条の8第1項中「除く。以下」を「除く。第6条第4項において」に改め、「額(以下)」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第15条第1項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第16条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第18条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職

員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第7項中「まで」の次に「及び附則第13項から第22項まで」を加える。

附則第8項中「第5条の3」の次に「及び附則第16項」を加える。

附則第9項中「第5条」の次に「又は附則第14項」を加える。

附則第10項中「36年」の次に「以上」を加え、「36年6月以下」及び「し、同条例附則第5項中「44年」とあるのは「44年9月」と」を削り、附則に次の10項を加える。

- 13 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条の2」とあるのは、「、第5条の2又は附則第13項」とする。
- 14 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条の2」とあるのは、「、第5条の2又は附則第14項」とする。
- 15 前2項の規定は、病院その他市長の指定する施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が退職した場合に支給する退職手当の基本額には適用しない。
- 16 大和市一般職の職員の給与に関する条例附則第15項の規定による職員の給料月額改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 17 当分の間、第5条の2の規定の適用については、同条中「定年に達する前15年」とあるのは、「定年（附則第15項に規定する職員以外の者にあつては60歳とし、同項に規定する職員にあつては65歳とする。）に達する前10年」とする。
- 18 当分の間、第5条第1項に規定するその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて、任命権者が市長の承認を得たもの及び第5条の2に規定する者（次項において「勸奨退職者等」という。）に対する第5条の4及び第5条の7の規定の適用については、第5条の4中「定年退職日（大和市職員の定年等に関する条例第2条に規定する定年退職日をいう。）」とあるのは「定年退職日（附則第15項に規定する職員以外の者にあつては60歳に達した日以後における最初の3月31日とし、同項に規定する職員にあつては65歳に達した日以後における最初の3月31日とする。）」と、同条の表右欄及び第5条の7の表右欄中「定年」とあるのは、

「定年（附則第 15 項に規定する職員以外の者にあつては 60 歳とし、同項に規定する職員にあつては 65 歳とする。）」とする。

- 19 当分の間、勸奨退職者等（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表右欄に掲げる年齢を超えるものに限る。）（規則で定める者を除く。）に対する第 5 条の 4 の規定の適用については、同条中「から 6 月前まで」とあるのは、「まで」とする。

附則第 15 項に規定する職員以外の者	60 歳
附則第 15 項に規定する職員	65 歳

- 20 当分の間、第 5 条第 1 項に規定する者（25 年以上勤続し、定年に達したことにより退職した者を除く。）及び第 5 条の 2 に規定する者に対する第 5 条の 4 の規定の適用については、同条中「15 年」とあるのは「10 年」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同項の表の右欄に掲げる字句とする。

- 21 当分の間、第 5 条第 1 項に規定する者のうち、職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて、任命権者が市長の承認を得たもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者（次項において「整理退職者等」という。）であつて附則第 19 項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第 5 条の 4 及び第 5 条の 7 の規定の適用については、第 5 条の 4 の表右欄及び第 5 条の 7 の表右欄中「100 分の 2」とあるのは、「附則第 19 項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に 100 分の 2 を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除した割合」とする。

- 22 当分の間、整理退職者等であつて附則第 19 項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第 5 条の 4 及び第 5 条の 7 の規定の適用については、第 5 条の 4 の表右欄及び第 5 条の 7 の表右欄中「100 分の 2」とあるのは、「100 分の 2 を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除した割合」とする。

（大和市職員の再任用に関する条例の廃止）

第 10 条 大和市職員の再任用に関する条例（平成 13 年大和市条例第 2 号）は、廃止す

る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第12条の規定は、公布の日から施行する。

(大和市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日前に第1条の規定による改正前の大和市職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の大和市職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、年齢60年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、年齢60年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(大和市職員の定年等に関する条例の一部改正等に伴う定年退職者等の再任用に関す

る経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「年齢65年到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、年齢60年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがあるもの

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 施行日以後に新定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地

方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢65年到達年度の末日以前でなければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（本市が組織する地方公共団体の組合をいう。次項及び附則第6条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であつて、年齢60年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の規定により採用された職員の任期については、前条第3項の規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であつて、年齢60年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条

例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第11条において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の規定により採用された職員の任期については、附則第3条第3項の規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、年齢60年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の規定により採用された職員の任期については、附則第3条第3項の規定を準用する。

第7条 暫定再任用職員（附則第3条第1項若しくは第2項、附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の附則第3条第3項（附則第4条第3項、附則第5条第3項又は附則第6条第3項において準用する場合を含む。）の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

2 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第9条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第10条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(大和市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第11条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月

1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者)を、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第12条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 暫定再任用短時間勤務職員(附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)は、第5条の規定による改正後の大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(附則第16条において「新勤務時間条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例第2条第3項、第3条、第4条第2項並びに第12条第1項、第4項及び第6項の規定を適用する。

(大和市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 第8条の規定による改正後の大和市一般職の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第15項から第20項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は本条例附則第2条第1項の規定により勤務している職員には適用しない。

第15条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この条及び附則第19条において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が新給与条例第7条第12項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次条から附則第18条までにおいて「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新給与条例別表第4定年前再任用短時間勤務職員給料表に定める基準給料月額のうち、新給与条例第6条第3項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

第16条 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例別表第4定年前再任用短時間勤務職員給料表に定める基準給料月額のうち、新給与条例第6条第3項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、新勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項の規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第17条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第11条、第14条、第22条第3項及び第23条第2項第2号の規定を適用する。

第18条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第15条第3項及び第17条第3項の規定を適用する。

（大和市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第19条 暫定再任用職員に対する第9条の規定による改正後の大和市職員の退職手当に関する条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「規定する職員」とあるのは「規定する職員（地方公務員法の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年大和市条例第17号）附則第3条第1項若しくは第2項又は附則第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）」とする。